

紺屋町保育園（乳児等通園支援事業） 重要事項説明書

1 事業者

設置主体	株式会社 藤チャイルド
代表者氏名	藤尾 由紀子
事業者の所在地	高槻市紺屋町 9-7

2 事業所の概要

事業類型	一般型乳児等通園支援事業
名称	紺屋町保育園
事業所所在地	高槻市紺屋町 9-7
電話番号	072-668-4152
管理者氏名	藤尾 由紀子
利用定員	0歳児 2名、1歳児 2名、2歳児 2名
建物	鉄骨造陸屋根造 延床面積 948.97 m ²
事業所の内容 ※併設の保育所の 設備を使用します	乳児室兼ほふく室 1室 保育室 4室 遊戯室 1室 ホール 乳幼児用トイレ 3箇所
園庭	199.5 m ² （屋上園庭）

[系列施設]

保育所	紺屋町保育園	（住所）上記と同じ	（TEL）上記と同じ
小規模保育事業	庄所保育園	（住所）高槻市庄所町4-35	（TEL）072-601-8150
小規模保育事業	せいわ保育園	（住所）高槻市藤の里町3-2	（TEL）072-655-9625
小規模保育事業	みやこ保育園	（住所）高槻市日吉台一番町22-15	（TEL）072-667-3081
企業主導型事業	つくしんぼ保育園	（住所）高槻市庄所町4-35-102	（TEL）072-647-3344

3 施設の目的及び運営方針

[企業理念]

藤チャイルドは関わる全ての人に愛情と信頼をもち、人とのつながりを大切にします。

4 提供する保育の内容

当園は児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針（平成 29 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 117 号）に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて特定乳児等通園支援事業を提供します。

[運営方針]

愛情を持って接し、自分を大切にする心・人を大切にする心を育みます

[事業内容]

- ① 思いやりのある子 ② 自分で考え行動できる子 ③ あそび込める子

5 職員体制

職名	人数
管理者	1人
保育士	2人
子育て支援員	1人

※なお、職員数は年度の途中に変動することがあります

※本園が併設しているため、緊急時等には保育士や看護師等の支援を受けることができます

6 保育を行う日及び時間等

提供する曜日	月曜日から金曜日まで
提供する時間	午前9時～午後5時
休日	年末年始（12月29日～1月4日） 土曜・日曜・祝日 協力休園（3月31日）次年度準備の為

7 利用者負担額

- ① 利用料 1時間あたり400円 ※該当する場合には減額措置あり
- ② キャンセル料 予約時間に関わらず前日17時以降のキャンセルについて500円
※予定利用可能枠も消費されます。

8 利用の開始及び終了に関する事項等

利用の開始にあたっては、利用希望者からの申し込みにより、面談を実施したうえで、利用にあたり必要な事項を記載した書面により、利用に係る契約を結びます。

本事業所では、下記の場合に乳児等通園支援事業の提供を終了するものとします。

- （1）利用こどもが満3歳の誕生日を迎える前日
- （2）保育所、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育施設等の利用を開始したとき
- （3）子ども子育て支援法第30条の18第1項第2号から第4号に基づき支給認定が取り消された場合
- （4）支給認定保護者から本事業所の利用の取り消しの申し出があった場合
- （5）高槻市が本事業所の利用の継続が不可能であると認めた場合
- （6）その他、利用の継続において重大な支障又は困難が生じた場合

9 保険に関する事項

保険の種類	賠償責任保険 火災保険
保険の内容	ケガ、事故、食中毒、火災
補償金額	身体1名につき5千万円 火災3千万円

10 緊急時における対応方法及び非常災害対策

① 緊急時の対応方法

- (1) 利用中に容体の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医又は主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。
- (2) 保護者と連絡が取れない場合には、利用こどもの身体の安全を最優先させ、当施設が責任を持って、しかるべき対応を行いますので、あらかじめ御了承願います。

嘱託医	氏名：堺医院／堺 正	
	所在地：高槻市高槻町 1 4 - 7	電話：072-685-0457
	氏名：手島歯科医院／手島 宗久	
	所在地：高槻市登町 15-23	電話：072-674-4618
救急隊	管轄消防署 高槻中消防署	
	所在地：高槻市桃園町 4 - 3 0	電話：072-676-0119
警察署	管轄警察署 高槻警察署	
	所在地：高槻市野見町 2 - 4	電話：072-672-1234

② 非常災害時の対応

避難訓練	火災・地震を想定した避難訓練を月替わりに実施する（消火訓練毎月実施） 不審者想定訓練を年 2 回・水害想定訓練を年 1 回実施する。
防災設備	自動火災探知機・煙感知器・誘導灯・垂直式避難袋
連絡方法	指定の連絡先に連絡します。
避難場所	（火災・地震時）：城跡公園 （水害時）：高槻市立総合市民交流センター（クロスパル）
利用こどもの 引渡し方法	保護者確認後、直接利用こどもの引き渡し

* 本事業所は、AEDを設置しています。

* 警報・災害については、利用こどもの安全を第一に考え行動します。

* 「暴風警報」「大雨警報」「洪水警報」「特別警報」「暴風雪警報」「大雪警報」が発令された場合

- ・ 午前 7 時警報 → 自宅待機
- ・ 午前 9 時までに解除 → 通園可
- ・ 午前 9 時発令中 → 臨時休業

※利用可能枠は消費されず、キャンセル料もかかりません。

* 通園後に警報が発令された場合は、臨時休業となり連絡を入れます。速やかにお迎えをお願いします。

* エリアメールが発令された場合は、保護者の判断でお迎えに来てください。

1 1 虐待防止のための措置に関する事項

職員・保護者による虐待防止のため、以下の措置を講じます。

- * 年に2回、職員に対して虐待防止研修を実施
- * 虐待防止マニュアルの作成、運用
- * 虐待が疑われる場合は、児童虐待防止法に基づき専門機関へ通告いたします。

1 2 守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項

- ・児童及びその保護者等に係る個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用します。
- ・他の乳児等通園支援事業所の利用、保育所等へ入所する場合その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- ・緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。
- ・個人情報は厳重な管理のもと取扱いに気をつけております。

1 3 要望・相談の受付

事業内容等に関するご相談・ご意見・ご要望・苦情がありましたら、下記の窓口まで、面接・文書・電話などの方法で相談・苦情を受付します。受け付けた苦情等は、適切に対応し、改善状況についてお知らせします。

また、受付した苦情の内容と改善状況等について、個人情報を除き、園だより、掲示等で公表します。

ご利用相談窓口	・相談・苦情受付担当者 山上 倫尚（株）藤チャイルド総務部 ・相談・苦情解決責任者 藤尾 祐平（株）藤チャイルド総務部 部長 ・ご利用時間 午後1時 ～ 午後5時 ・電話番号 072-601-8151（藤チャイルド事務所） ・FAX 072-664-5172（藤チャイルド事務所）
第三者委員	・真鍋 宗一郎 高槻市市議会議員 TEL：072-661-9077 ・小島 雅一 認定こども園玉川橋保育園代表 TEL：072-678-1532

※当事業所では、園内に要望・苦情等に係る意見箱を設置しております。

1 4 その他、利用に際し留意していただく事項

欠席する場合又は 登園の時間が遅れる場合	当日に欠席の連絡をする場合又は登園が遅れる場合は、その日の登園予定時刻までにご連絡願います。
お迎えが遅れる場合	お迎えが遅れる場合は、お迎えの予定時間の30分前までにご連絡をお願いいたします。
登園について	自宅にて検温をされ、熱が37.5度以上ある場合は、登園を控えてください。

感染症について	感染症にかかった場合は、入園のしおり【感染症の登園基準】を参考にしてください。 登園には医師の登園許可証が必要な場合があります。
保育所、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育施設等の利用の開始について	左記の施設等の利用を開始すると、特定乳児等通園支援事業の利用対象ではなくなります。 そのため、利用をすることになれば事前にご連絡ください。
市外転居を伴う場合について	市外転居を伴う場合、再度支給認定を受けていただく必要があります。 そのため、市外転居をする場合事前にご連絡ください。 なお、転居後も本事業所を利用することは可能ですが、認定時期等いつから利用を再開できるかは、転居後の市町村にご確認ください。

★ 紺屋町保育園ホームページもございますのでご覧ください。